

事務所通信

第118号

青木会計事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満3-4-4イワイビル
TEL (06) 6362-5081
FAX (06) 6362-5089
ホームページアドレス <http://www.aoki-tax.jp/>

平成00年0月発行

NPO法人会計基準のポイント

NPO法ができて12年、NPO法人数も4万超となり、ふさわしい会計制度が必要！

正確で読み手にわかりやすい会計報告・・・行政の監督から市民による監視へ

財務諸表	活動計算書
	貸借対照表
	注記（重要な会計方針やその変更、その他個別の注記）

上記の財務諸表を作成するための会計基準とは？

- ① 「発生主義」が原則 ⇒ 入出金時点ではなく、取引の発生をもって認識する
- ② 「収支計算書」から「活動計算書」へ ⇒ 損益計算を基本とする計算書へ
- ③ 「小規模法人への対処」 ⇒ 資産が現金預金のみの場合には簡便な会計処理方法でOK
- ④ 「人件費・その他経費」の区分へ ⇒ 従来の「事業費・管理費」の区分は注記に記載可
- ⑤ 寄付の取扱い ⇒ 金銭・・・使途が指定されているものは注記
現物・・・不動産、車両、備品等は公正な評価額で
- ⑥ 無償又は低価で提供を受けた ⇒ 金銭換算しにくいものが表示「可能」となった。(しなくても可)
例えば、施設の利用、ボランティア受入等
- ⑦ 注記 ⇒ 省略できない大切な会計情報を記載